

経済産業省



22原企課第141号  
平成22年12月28日

高圧ガス保安協会  
会長 作田 穎治 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山 啓



経済産業省原子力安全・保安院保安課長 吾郷 進平

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部改正に伴う「ねじ接合継手」の取扱いに関する注意喚起について（通知）

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-251c-10-10）のとおり、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者、各産業保安監督部等、各都道府県等に対して周知することといたしましたので、御連絡いたします。

つきましては、貴傘下の関係者に対しても周知徹底方お願いいたします。

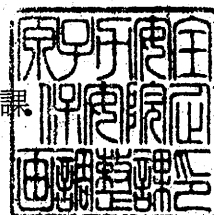
# 経済産業省

22原企課第141号

平成22年12月28日

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用についての一部改正に伴う「ねじ接合継手」の取扱いに関する注意喚起について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-251c-10-10

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、本年12月8日に一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成13・03・23原院第1号）及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（平成13・03・23原院第3号）（以下「例示基準」という。）について、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第7条の3第2項第14号等における「保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手」の例示を追加する等の改正を行いました。

本例示基準の改正に伴い、当院は、一般則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について（09・03・31立局第42号。以下「通達」という。）に関し、下記事項を周知します。

## 記

通達中、Ⅲ 認定試験者の認定要領、2 認定の区分のN-II 継手類（ねじ接合継手のものに限る。）の認定範囲は、従前のおり、毒性ガスの配管に使用するねじ接合継手に限定されており、特定圧縮水素スタンドに使用するものは含まれていない。

なお、特定圧縮水素スタンドに使用するねじ接合継手に係る認定については、今後検討する予定である。